

大気汚染状況の常時監視測定局の見直しについて

1 背景

大気汚染防止法及び徳島県大気汚染緊急時対策措置要綱に基づき、大気汚染状況を監視するため、二酸化硫黄や二酸化窒素など、大気汚染物質(以下「物質」という。)を測定する大気環境測定局を県内21か所に配置している。物質ごとの測定箇所数については、環境省が定めた「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理」(以下「事務処理基準」という。)に基づき、県人口を算定基準とし、県内の大気の大気汚染の状況、経済活動及び社会情勢等に応じて、測定箇所数の増減、測定局ごとの測定項目や測定局の配置を行っており、現状に合うよう、定期的に見直しを実施している。

平成25年度の見直しでは、光化学オキシダントの監視を県内全域で行うため、東側臨海部に偏在していた測定局を再編するとともに、微小粒子状物質(PM2.5)を県内全域で監視するため、測定箇所数を5か所から10か所へと増加させ、監視体制の強化を行った。

前回の見直しから10年が経過したため、大気の大気汚染の状況等、現状に合わせて見直しを行う。

2 現状

(1)大気環境

- ・二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質は、継続して環境基準を達成
- ・光化学オキシダントは、発生抑制対策により、緊急時報の発令等が減少傾向
- ・PM2.5は、国内外での発生抑制対策により、平成28年度から環境基準を達成

(2)測定局

- ・事務処理基準に基づく物質ごとの測定箇所の基本数(人口7万5千人に1か所)は、現人口(68万5千人)で算定すると10か所となるが、二酸化硫黄は16か所など、多くの物質で基本数以上の測定箇所数を設置

3 方針

- ・基幹局は現状を維持
- ・県内全域での監視体制を維持
- ・測定局の新設や、各測定局で測定する物質の変更はしない。
- ・事務処理基準に基づき、物質ごとの測定箇所数は10か所以上を確保
- ・測定局間で測定値に相関がある測定局のなかから、測定終了局を選定するが、物質ごとの測定箇所数が10か所以上となるよう選定

4 見直し(案)

- ・川内局、小松島局、阿南局、椿局、多家良局を測定終了とし、21局から16局へ測定終了局周辺の大気環境は、北島局、徳島局、那賀川局、大湊局で補完
- ・PM2.5を除き、物質ごとの測定箇所数を、3か所～4か所削減

5 見直しによる影響

- ・県内の大気環境は概ね良好である。
- ・県内全域での監視体制は維持される。
- ・全ての物質で、事務処理基準で算定した10か所以上の測定箇所数が確保される。
- ・測定終了となる地域の大気環境状況については、相関がある測定局で補完が可能よって、大気汚染監視体制への影響はないと考えられる。